

秋田空港旅行商品造成支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、秋田空港を発着する航空路線を利用する旅行商品を企画・販売する事業者に対して交付金を交付することにより、当該旅行商品の造成を促し、秋田空港の利用促進を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 対象とする事業者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に定める登録を受けた者とし、日本国外の事業者にあつては、現地関係法令等に定める登録を受けた者とする。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において実施する。

（申請書の提出）

第4条 交付金の交付を受けようとする事業者は、旅行催行前に秋田空港旅行商品造成支援事業承認申請書（様式第1号）を秋田空港利用促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（事業の承認）

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、対象事業として認めたときは、秋田空港旅行商品造成支援事業承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。
ただし、計画どおりに事業が実施されない場合には、承認を取り消すことができるものとする。

（変更又は中止の承認）

第6条 前条の規定により承認を受けた事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、会長の承認を得るものとする。

(実績報告)

第7条 実施事業者は、事業が完了したときは、秋田空港旅行商品造成支援事業実績報告書（催行があった場合は様式第3号、催行中止に伴い広告宣伝費への支援を受けようとする場合は様式第3号の2）に別表3に定める実績を証明する書類を添えて、速やかに会長に提出するものとする。

(実績の確認及び金額の確定等)

第8条 会長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、秋田県の協力を得ながら速やかに事業実績の確認を行い、実績を確認したときは、交付額を確定し、秋田空港旅行商品造成支援事業交付額確定通知書（様式第4号）により実施事業者へ通知するものとする。

(交付金の支払)

第9条 実施事業者は、前条の通知を受けたときは、交付金請求書（様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、実施事業者から前項の交付金請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(他の事業との併用の禁止)

第10条 秋田県又は秋田県内の市町村若しくは団体が行う他の事業から既に支援等を受けている部分については、事業の対象外とする。

(事業の経理等)

第11条 実施事業者は、事業に係る経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもと5年間保存するものとする。

(取り消し及び返還)

第12条 会長は、実施事業者が、この要綱に違反したとき又は事業承認申請書等に虚偽の記載をしたときは、対象事業の承認を取り消し、既に支出した金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）秋田県内に宿泊する旅行商品

内容	要件	交付額																		
① 冬季旅行商品企画・プロモーション支援	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・秋田空港発着の定期路線を片道以上利用すること ・複数回催行すること（異なる出発日で計2回以上の催行実績） ・秋田県内の宿泊施設に1泊以上すること ・当該年度に旅行商品の企画及び募集を行い、11月1日から2月末日までの期間に催行を完了すること （旅行業法第2条第1項第1号に掲げる行為により実施する旅行。ただし、修学旅行や旅行の主たる目的がスポーツ・芸術活動等の大会等参加に係る企画旅行を除く。） ・当該年度の2月末日までに催行実績が確認できること	利用する航空路線及び催行人数に応じて、下表の交付額欄に定める額とする。催行人数は、全催行回の参加者を合計した人数とする。 （加算要件） ・航空乗継を含む旅行商品である場合は、下表の交付額に5万円を加算する。 ・羽田線又は伊丹線を利用する商品 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>20人～49人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>300,000円</td></tr></table> ・中部線、札幌線（新千歳線・丘珠線）を利用する商品 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>10人～19人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>20人～49人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>50人～99人</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>400,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	20人～49人	100,000円	50人～99人	200,000円	100人以上	300,000円	催行人数	交付額	10人～19人	100,000円	20人～49人	200,000円	50人～99人	300,000円	100人以上	400,000円
催行人数	交付額																			
20人～49人	100,000円																			
50人～99人	200,000円																			
100人以上	300,000円																			
催行人数	交付額																			
10人～19人	100,000円																			
20人～49人	200,000円																			
50人～99人	300,000円																			
100人以上	400,000円																			

②秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道車両貸切利用に対する支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の商品に係る貸切利用料金であること ・秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道を貸切利用すること ・対象経費の実績について、運行事業者が発行する書類等により確認できること	・借上料（税抜き）の1／2に相当する額とし、5万円を上限とする。
③催行中止時の広告費支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の対象として承認され、かつ11月1日から2月末日までの期間に催行を予定していた商品のプロモーションに要した広告費用であること ・当該旅行商品が催行中止（送客実績が0人）となっていること ・自社媒体（自社HP、自社パンフレット等）以外の外部媒体（新聞、チラシ等、別法人が制作する媒体）による広告を利用していること ・対象経費の支払実績を証する書類を確認できること。他の広告経費と一括して支払われている場合は、当該旅行商品分の積算根拠が判別できる資料（媒体社発行の明細書、面積按分表等）を提出できること	・次の（ア）（イ）（ウ）のいずれか低い額とする。 （ア） 広告宣伝費の実費（税抜き）の1／2 （イ） ①又は②における承認額の1／2 （ウ） 10万円

別表 2（第 3 条関係）秋田空港を出発し他県を旅行する商品

内容	要件	交付額				
① 冬季旅行商品企画・プロモーション支援	次の条件をいずれも満たす旅行商品であること。 ・秋田空港発着の定期路線を利用すること ・複数回催行すること ・当該年度の11月 1 日から 2 月末日までに旅程を完結すること ・当該年度の 2 月末日までに催行実績が確認できること	下表に定める額とする。催行人数は、全催行回の参加者を合計した人数とする。 <table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>10人以上</td><td>100,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	10人以上	100,000円
催行人数	交付額					
10人以上	100,000円					
② 催行中止時の広告費支援	次の条件をいずれも満たすこと。 ・①の対象として承認され、かつ11月 1 日から 2 月末日までの期間に催行を予定していた商品のプロモーションに要した広告費用であること ・当該旅行商品が催行中止（送客実績が 0 人）となっていること ・自社媒体（自社HP、自社パンフレット等）以外の外部媒体（新聞、チラシ等、別法人が制作する媒体）による広告を利用していること ・対象経費の支払実績を証する書類を確認できること。他の広告経費と一括して支払われている場合は、当該旅行商品分の積算根拠が判別できる資料（媒体社発行の明細書、面積按分表等）を提出できること	・次の（ア）（イ）のいずれか低い額とする。 （ア） 広告宣伝費の実費（税抜き）の 1 / 2 （イ） ①における承認額の 1 / 2				

1) 別表 1 及び別表 2 に定める日本国外の事業者への交付額については、円建て交付額とするが、事業者が指定する振込先口座が海外の金融機関の場合は、交付金を送金する時点における現地通貨の為替レートを用いて算出する。

別表 3（第 7 条関係）実績報告書（様式第 3 号及び様式第 3 号の 2）に添付する書類一覧

交付金の種類	添付書類	備考
① 冬季旅行商品 企画・プロモーション支援 ・秋田県内に宿泊する旅行商品 ・秋田空港を出発し他県を旅行する商品	・航空路線の利用を証明する書類 (航空会社が発行する搭乗証明書の写し等) ・広告紙面等の写し 【秋田県内に宿泊する旅行商品の場合】 ・宿泊を証する書類 (宿泊施設が発行する宿泊証明書等)	・催行日と送客人数を証明できること。 予約確認書は不可とする ・宿泊日と宿泊人数を証明できること。 予約確認書は不可とする。 ・なお、交付額決定に際し、ツアーガイドの人数は実績には含めないので留意すること。
② 秋田内陸縦貫鉄道又は由利高原鉄道車両貸切利用に対する支援	・借上料の請求額が分かる書類 (運行引受書の写し又は領収書の写し)	・車両台数、借上料、利用日を証明できること。
③ 催行中止時の広告費支援【冬季旅行商品】	・対象経費の支払実績を証する書類 ・広告紙面等の写し (媒体社発行の明細書又は領収書の写し)	・混載広告の場合は、本事業対象分の金額を明示した内訳書又は面積按分表等を必須とする。